

今後の検討の進め方について（爬虫類・両生類）（案）

「第二次以降の特定外来生物等の選定の作業手順」に基づき、検討対象の生物について、例えば次の特性やその組み合わせに着目して知見と情報の整理をすすめ、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると判断されるものについて選定するものとする。その際、文献による知見が不足していると思われるものについては、下記の特性に関する文献以外の情報の蓄積に努め、これらの情報をもとに、専門家会合における判断が可能かどうか検討する。

また、海外で被害をもたらしているものについては、海外での被害の内容を確認し、次の特性等に着目して我が国に定着して被害を及ぼすおそれについて検討する。

なお、既に多数の飼養者・事業者が取り扱っており、直ちに規制を行うと大量に遺棄が生じ、かえって生態系等への被害を生じかねないものについては、遺棄防止や適正な飼育のための普及啓発を先行して実施するとともに、被害知見の充実を図る。

在来生物に対する捕食能力が高いこと

在来生物と比べ捕食量が多いこと

在来生物と比べ産卵数が多いなど、繁殖能力が高いこと

在来生物と生息場所、産卵・越冬場所が重なること

環境への適応能力が高いこと

我が国にその生物を捕食する天敵がないこと

在来生物と交雑を起こす可能性が高いこと

資材等に混入して進入しやすい特性（乾燥に強いなど）を持つこと

野外に遺棄されやすい性質（気性の荒さ、逸脱する能力、大型化すること等）を有していること